

令和7年度 事業計画書

一般社団法人 滋賀県生活衛生協会

1. 生活衛生協会ならびに生活衛生事務所の管理運営に関する事業

(1) 定例会議は次の予定により開催する。

理 事 会 令和7年5月、12月上旬、令和8年3月下旬

監 査 会 令和7年5月

(定期総会は決議の省略で開催、また必要に応じ、臨時に理事会、正副理事長会、監査会等を開催)

(2) 滋賀県生活衛生大会を令和7年6月に大津市で開催する。

(3) 必要に応じ、事務所運営のための委員会を開催し、効率的な運営に努める。
また、事務所マンション(レジデント大津ラグゼ)管理組合との連携を密にして、事務所の適正運営に努める。

(4) 業務体制を見直し、事務局体制を整備する。完全自立まで当面の間、会計等の事務の一部を滋賀県生活衛生営業指導センターに委託する。なお、今後も協会と指導センターが情報交換と連携を密にし、相互に支援する。

(5) 事務所1階テナント入居者との意思疎通を図り適正な管理運営に努める。

2. 生活衛生功労者表彰に関する事業

(1) 生活衛生大会において、生活衛生功労者等に対し「生活衛生協会理事長表彰」を行ない表彰状と記念品を贈る。また、各組合から推薦のあった優良従業員表彰を検討する。

(2) 理事長表彰の被表彰者は、所属組合理事長ならびに経営相談員会々長等の推薦した者の中から理事会の意見を聴き、理事長が決定する。

(3) 生活衛生大会において、生活衛生功労者として「滋賀県知事表彰」される者に対し、当協会から記念品を贈り顕彰する。

(4) 新生活様式への対応等のため、大会の開催方法は正副理事長で検討の上決定する。その他、表彰規程に基づき、要請があれば各生衛組合等が実施する式典や競技大会等において表彰状もしくは感謝状等を贈る。

3. 滋賀県共済協同組合等との代理所委託契約等に関する事業

(1) 火災共済契約については、日本政策金融公庫融資とも関連するので、共済契約の推進に努力する。

(2) その他の共済契約推進に協力する。

4. 生活衛生思想の普及ならびに滋賀県各種関係団体との連絡調整等に関する事業

(1) 県下の生活衛生営業の発展ならびに衛生面の向上、生活衛生思想の普及のための各種事業を推進する。また、本年度の滋賀県生活衛生業界の「消費者への共通スロガン」を策定し、消費者・利用者にアピールするとともに、時代に対応した生衛業界の振興と地域社会の福祉増進等に努める。

(2) 生衛業の向上のため、連絡会議等を次の予定により連絡調整する。

○日本政策金融公庫両支店との生衛融資に関する連絡会議（生衛貸付連絡会・指導センターと共催）・・・令和7年11月

○主管税務署(大津税務署)との生衛関係の税務に関する研修会（指導センターと共催）・・・令和7年11月

○カフェの学校の実施（指導センター、喫茶飲食組合と共催）
・・・令和6年8月～9月

○各種研修会（指導センターと共催）
・・・令和7年度

○新春如月互礼会（生衛業意見交換会）・・・令和8年2月
開催場所、方法は正副理事長で検討の上決定する。

(3) その他各種関係団体とも友好関係を推進し、県内の生衛業の向上発展のため連絡調整に努める。

5. 公益目的支出に関する事業

公益目的支出計画に基づき、公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センターに特定寄附を行う。

また、滋賀県総務課の指導を得て一般社団法人として遺漏のないよう適切な法人運営を図る。

6. 生活衛生振興事業の実施

新型コロナウイルス感染症等による業界への負の影響の軽減、組合員の減少等に伴い停滞する組合活動および生活衛生協会活動の活性化のための振興事業を行う。
(指導センターがすでに実施している振興事業とは明確に区分する。)

7. 災害時包括支援協定に関する事業

滋賀県と締結した生衛業包括支援協定が実際に稼働するよう指導センターとともに準備に努める。併せて、琵琶湖放送と締結した災害時の情報提供の協定をはじめ、災害時のJR最寄駅等の帰宅困難者への対応等に協力する。

8. 前各号に付帯する事業を実施する。